

府 子 第 555 号

平成 26 年 12 月 5 日

公益社団法人日本小児科学会

会長 五十嵐 隆 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(青少年環境整備・総合調整第1担当)

クリスマス・年末年始に向けた青少年が安全で安心してインターネットを利用
できる環境整備等への特段の配慮について(依頼)

青少年の健全育成につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

また、11 月に実施致しました「子ども・若者育成支援強調月間」及び「児童ポルノ排除
対策推進協議会・同シンポジウム」におきましては、各般にわたり多大な御協力賜り厚く
御礼申し上げます。

スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機等の多様なインターネット接続
可能な端末機器やアプリケーション等のサービスの利用が急速に拡大するとともに、格安
スマホなどと呼ばれる、電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りて利用
者に格安で提供される通信サービス(MVNO)や端末を買い換えずに他の事業者の通信
サービスに乗り換えられる通信サービス(SIMロック解除)等の一層の普及が見込まれる
など、青少年を取り巻くインターネット利用環境は、大きな転換期を迎えています。

このような中で、インターネットを利用する青少年が違法・有害情報にアクセスして、
危険ドラッグの乱用、児童ポルノ事犯や無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因
する犯罪等に巻き込まれたり、各種トラブルに遭う事例が絶えないなど、少年の非行及び
被害の両面において予断を許さない状況になっています。

現在、「青少年のインターネット環境の整備に係る検討会」において、「青少年が安全に
安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の
見直しについて議論がなされているところですが、

- ・ 家庭において、青少年のインターネット利用を適切に把握・管理し、見守るべき立場
にある保護者等の役割は極めて大きいものがあるものの、青少年やその保護者が把握
しておくべき情報量が増大する中、保護者等が契約の終了したスマートフォンや保護
者名義で解約したスマートフォン等をインターネット接続機器として安易に青少年に
使用させてトラブルを生起している事例等も認められるなど、青少年のアプリの利用
状況を含め、保護者等が青少年のインターネット利用の実態を十分に把握できていな
い状況が認められる

- ・ インターネット接続機器毎の多様なフィルタリング等の設定方法・カスタマイズ等の仕組みや犯罪被害やインターネット接続機器やサービス等の利用に際して生じたトラブル等が生じた際の相談窓口等を十分に認識できていない状況が認められる
- ・ 青少年とその保護者の子育てのライフサイクルを見据え、保護者の責務が適切に履行されるよう、情報モラルを含め、家庭・学校・地域におけるインターネット・リテラシーの向上を図るとともに、節度あるインターネットの利用が家庭において、「生活習慣・ルール」として定着化されるよう、継ぎ目のない支援を充実強化すべき
- ・ 青少年を対象とした商品・サービスを提供する事業者は、提供者側で「青少年保護バイ・デザイン」に配慮した商品・サービスを提供すべき
- ・ 国内外の多くの事業者が関わり、その役割と連携状況が見えにくくなっていることから、事業者が青少年を守るための仕組みづくりに関して理解と取組を促すことは極めて重要。企業の社会的な責任を促進する観点から、事業者に対して、情報提供し、その主体的な取組を促進・支援すべき

等の指摘がなされているところです。

これからクリスマス・年末年始にかけて、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーやスマートフォン等の購入や買換え等が多く行なわれる時期を迎えますが、貴台におかれましては、上記の青少年を取り巻くインターネット利用環境の変化を踏まえ、青少年のインターネット利用に関係する事業を行う事業者及び事業者団体等において、新たな機器やサービスを提供する場合には、事業特性に応じ、利用者の視点に立って、より整合的な形で、実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器や端末の設計・提供、事業者内部及び事業間の体制整備等の取組がより主体的に促進されるよう、下記事項に留意の上、管下の関係事業者・関係団体等に対する効果的な周知・情報共有等に努めていただきますようお願い致します。

なお、危険ドラッグやいわゆる「リベンジポルノ」に係る規制等につきましては、別添1及び2のとおり、第187回国会において、「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第122号）及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）が可決・成立しておりますので、これらの法律の概要につきましても、関係事業者等に対する周知・啓発に努めていただきますようお願い致します。

また、来春の卒業・進学・新入学の時期にかけて、多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする機会を迎えますが、本年に引き続き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、この節目の時期を捉えて、集中的かつ効果的に普及啓発活動等の取組を展開することとしておりますので、節目のタイミングで、社会総がかりで青少年に訴求力の高い広報媒体・手法を活用した効果的な広報啓発が行えるよう、同取組につきましても、幅広い御協力をいただきますよう御理解の程よろしくお願い致します。

記

1 「青少年保護バイ・デザイン」を念頭においた民間主導の取組の促進

青少年を取り巻くインターネット環境においては、次々に新たな機器やサービスが出現し、青少年に普及するところ、新たな機器やサービスを提供する場合は、青少年が利用することを想定し、青少年に対するインターネット上の危険性をあらかじめできるだけ小さくしておくことが重要となります。このため、「子どもの権利とビジネス原則」及び「インターネット上の子供の保護に関する企業のためのガイドライン」等を踏まえ、貴台管下の青少年のインターネット利用に関係する事業を行う事業者及び事業者団体等において、事業の特性に応じ、青少年の発達段階に応じた保護者の管理（ペアレンタルコントロール）を支援する観点から、フィルタリング等の設定を初期状態から有効とするなど、実効的な青少年保護を組み込んだ形で機器の設計、サービスの設計、事業者内部及び事業者間の体制を整備等、「青少年保護バイ・デザイン」を念頭に置いた主体的な取組が一層促進されるよう、特段の御配慮をお願い致します。

とりわけ、MVNO等の新たなサービスやSIMロック解除に係る動向等については、保護者や地域の指導者等において、その実態を十分に認識していないことが懸念されることから、これらの新たな端末やサービスの提供に関係する事業者に対しては、保護者等に対して、フィルタリングや保護者が青少年のインターネット利用を把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる方法（ペアレンタルコントロール機能）の内容及び必要性及び利用方法・設定方法やカスタマイズ等の仕組みがわからない場合の相談窓口等を分かりやすく伝えるよう要請する、事業者団体や第三者機関等による客観的なモニタリングを通じて事業者内部及び事業者間の体制の整備等についての説明責任の透明化を促すなど、実効的な青少年保護を適切に組み込んだ形で、青少年のインターネット利用に関係する事業者間の体制の整備等の取組が促進されるよう、情報提供等の支援を宜しくお願い致します。

2 関係機関の相談・支援窓口及び各種取組等の周知徹底

インターネット上での危険ドラッグや児童ポルノ等の違法・有害情報については、一般社団法人セーファーインターネット協会及びインターネット・ホットラインセンターにおいて、広くインターネット利用者からの通報を受け付け、削除要請を行う取組が強化される等、民間の事業者による自主的な取組が強化されています。このため、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に係る広報啓発活動に際しては、違法・有害情報を把握した場合に、これらの民間団体への通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた機運を一層高めるよう、この種情報の通知の「受け皿」として、関係事業者・団体等に広く周知に努めていただきますようお願い致します。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のためには、

犯罪被害はもとより、青少年がインターネットの利用に際して生じたトラブル等に巻き込まれた際に、青少年や保護者等が、小さなことでも身近な相談機関・団体等に相談・確認できるよう、機器やサービスの提供等に際しての相談・支援窓口の周知徹底はもとより、警察や児童相談所等の専門的な関係機関・団体の窓口等につきましても、保護者等が、その具体的なニーズに応じて、継続的に継ぎ目なく、きめ細やかな支援が受けられるよう、適切な周知に努めていただきますよう御協力をお願い致します

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
青少年環境整備・総合調整第1担当

(薬物対策担当) 森・河村

TEL 03-5253-2111 (内線38257)

03-6257-1442 (直通)

E-mail koji.mori@cao.go.jp

(インターネット担当) 鈴木・松本

TEL 03-5253-2111 (内線38261)

03-6257-1444 (直通)

FAX 03-3581-1609

E-mail akira.matsumoto@cao.go.jp

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名
御璽

平成二十六年十二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二百一十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部のように改正する。

第六十九條第二項中「第七十二條の二第一項、第七十二條の四」の下に「第七十二條の五」を加える。

え」から第七十四条まで」を「第七十三條、第七十四條」に改める。

第七十二條の四の次に次の二條を加える。

(中止命令等)

第七十二條の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八條の規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八条の規定に違反する広告（次条において「承認前の医薬品等に係る違法広告」という。）である特定電気通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）による情報の送付があるときは、特定電気通信役務提供者（同）法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対して、当該送付を防止する措置を講ずることを要請することができる。

(損害賠償責任の制限)

第七十二条の六（特定電気通信役務提供者等は、前条第二項の規定による要請を受けて承認前の医薬品等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の承認前の医薬品等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合）において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（特定電気通信役務提供者等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第四号に規定する発信者をいう。以下同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度を超えて行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六條の六の見出しを「(指定薬物等である疑いがある物品の検査及び製造等の制限)」に改め、同条第一項中、「指定薬物」の下に「又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物」を加へ、当該物品が第七十六條の四の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている疑い又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された疑いがあり、「どうか」の下に「及び当該物品が指定薬物でないことが判明した場合に於ては、当該物品が指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうか」を加へ、同条第一項中「その結果について」を「第四項前段、第六項(第一号に係る部分に限る。又は第七項の規定による)」に、又は「販売」を「販売」に、「陳列しては」を「陳列し、又は広告しては」に改め、同条に次の五項を加へる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に係る物品の名称、形状及び包装その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物であることが判明したときは、遅滞なく、当該検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果を通知しなければならない。この場合において、当該物品が次条第一項の規定による禁止に係る物品であるときは、当該都道府県知事は、併せて、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したとき又は前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該物品について第二十五条の指定をし、それは同項の指定をしない旨を決定し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に對して、その旨（第一号に掲げる場合には、当該検査の結果及びその旨）を通知しなければならない。

厚生労働大臣又は厚生労働大臣の指定する者が当該検査を行った場合 当該検査を受けるべきことを命ぜられた者

二 都道府県知事又は都道府県知事の指定する者が当該検査を行った場合 都道府県知事
都道府県印事は、厚生労働大臣から前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知

ときは、遅滞なく、当該通知に係る検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果及び当該通知の内容を通知しなければならない。

第七十六條の六の次に次の一条を加える。
(指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止)

第七十六條の六の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定による命令をしたとき又は同条第三項の規定による報告を受けたときに必要で、当該命令又は当該報告に係る物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認められる物品について、これと名称、形状、包装その他の厚生労働省令で定める事項からみて同一ものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をした場合において、前条第一項の検査により当該禁止に係る物品が指定薬物であることが判明したとき（同条第四項後段の規定による報告を受けた場合を含む。）又は同条第六項の規定により第二条第十五項の指定をし、若しくは同項の指定をしない旨を決定したときは、当該禁止を解除するものとする。

3 第一項の規定による禁止又は前項の規定による禁止の解除は、厚生労働省令で定めるところにより、官報に告示して行う。

第七十六条の七の次に次の二条を加える。
(中止命令等)

第七十六條の七の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六條の五の規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の六の二第二項の規定による禁止に違反した者に対して、同条第二項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定又は第七十六条の六第二項の規定による命令若しくは第七十六条の六の第二項の規定による禁止に違反する広告（次条において「指定薬物等に係る違法広告」という。）である特定電気通信による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

(損害賠償責任の制限)

第七十六條の七の三 特定電気通信役務提供者は、前条第三項の規定による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六條の八第一項中「を貯蔵し、若しくは陳列している」を「若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している」に、「これらの物」を「指定薬物若しくはこれらの物品」に、「若しくは陳列した」を「陳列し、若しくは広告した」に、「その疑いがある物品を、」を「これらの物品を、」に改める。

第七十七條を第七十六條の十とし、第十四章中同条の次に次の三條を加える。

(教育及び啓発)

第七十六條の十一 国及び地方公共団体は、指定薬物等の薬物の濫用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第七十六條の十二 国は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに資する調査研究の推進に努めるものとする。

(関係行政機関の連携協力)

第七十七條 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに関し、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第八十一條の第三第一項中「第七十六條の六」を「第七十二條の五、第七十六條の六第一項から第五項まで及び第七項」に改め、「第七十六條の七第一項及び第二項」の下に、「第七十六條の七の二」を加え、同条第二項中「並びに第七十二條第三項」を「第七十二條第三項並びに第七十二條の五」に改める。

第八十三條第一項中「第七十六條の六」の下に、「第七十六條の六の二」を、「第七十六條の七第一項及び第二項」の下に、「第七十六條の七の二」を、「第七十六條の九」の下に、「第七十六條の十」を、「第七十二條の四」の下に、「第七十二條の五」を加える。

第八十五條中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第七十二條の五第一項の規定による命令に違反した者

第八十五條に次の一号を加える。

十 第七十六條の七の二第一項の規定による命令に違反した者

第八十六條第一項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 第七十六條の七の二第二項の規定による命令に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第七十六條の六第二項から第七項までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の規定による命令をした

場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六條の六第一項の規定による命令をした場合については、なお従前の例による。

2 新法第七十六條の六の二の規定は、施行日以後に厚生労働大臣又は都道府県知事が新法第七十六條の六第二項の規定による命令をした場合について適用する。

(指定薬物等の依存症からの患者の回復に係る体制の整備)

第三条 国及び地方公共団体は、近年における指定薬物（新法第二十五項に規定する指定薬物をいう。）等の薬物の濫用の状況に鑑み、その依存症からの患者の回復に資するため、相談体制並びに専門的な治療及び社会復帰支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）の項第一号中「第七十六條の六」を「第七十二條の五、第七十六條の六第一項から第五項まで及び第七項」に改め、「第七十六條の七第一項及び第二項」の下に、「第七十六條の七の二」を加え、同項第二号及び第三号中「並びに第七十二條第三項」を「第七十二條第三項並びに第七十二條の五」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第五条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四條第五項中「第八十五條第八号」を「第八十五條第六号、第九号及び第十号」に改め、「第八十六條第一項第三十三号」の下に「及び第二十四号」を加える。

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布す。

御 名 御 璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百二十三号

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「未曽有」を「未曾有」に、「拉致された」を「拉致された」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「とともに」を「ともに」に改め、同項中「又は入国した被害者の配偶者等」を「ほか、帰国被害者等」に、「促進し」を「促進し」に改め、同項中「とともに」を「とともに」に改め、同項中「永住被害者及び永住配偶者の老後ににおける所得を補完しその良好かつ平穩な生活の確保に資する」を、「拉致被害者等給付金」の下に、「老齡給付金等」を加える。

当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議員の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議員の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三平成二十七年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市、区町村の長の任期満了による選挙（市、区町村であつて、当該市、区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において現に在職する当該市、区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市、区町村の長の

任期満了の日があるもの（市区町村であつて当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日）において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十五日」とあるのは、「同年一月十一日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣 山本 早苗
内閣総理大臣 安倍 晋三

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律をここに公布する。

御名
御璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二百二十六号

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によつて名誉又は私生活の平穩の侵害があつた場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

(定額)

第二條 この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影され、された画像（撮影の対象とされた者（以下「撮影対象者」という。）において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者（次条第一項において「第三者」という。）が間接的に閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたものを除く。次項において同じ。）。

に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同項において同じ。）その他の記録をいう。

- 一 性交又は性交類似行為に係る人の姿態

二 他人が人の性器等（性器）肛門又は乳首をいう。以下この号及び次号において同じ。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿勢であつて性欲を興發させ又は刺激するもの
三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿勢であつて、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興發させる

2 この法律において「私事性的画像記録物」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であつて、前項各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像を記録したものをいう。

(私事性的画像記錄提供等)

録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定差ししくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。

3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

5 第一項から第三項までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例)

第四條 特定電氣通信業務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三條第一項及び第三條の二第一号の場合同様に、特定電氣通信業務提供者（同法第三條第三号に規定する

二項及び第三條の二第一号の場合には、特定電気通信役務提供者（同法第二條第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下この条において同じ。）は、特定電気通信（同条第一号二項を

する特定電気通信をいう。以下この条において同じ。三による情報の送信を妨止する措置を講じた場合

合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（同条第四号に規定する発信者をいう。

以下この条において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送

信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも

該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であつて私事性的画像記録に係るものの流通によつて自己の名誉又は

私生活の平穩（以下この号において「名誉等」という。）を侵害されたとする者（撮影対象者（当

該撮影対象者が死亡している場合にあつては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹に限る。）

から当該名誉等を侵害したとする情報（以下この号及び次号において「私事性的画像侵害情報」といふ。）を公表したと認められる場合には、当該名誉等を侵害したと認めることができる。

といふ。名譽等が侵害された旨、名譽等が侵害されたとする理由及び当該私権的肖像侵害情

多示）て当該特定重風簡言役務提供者に付、私主体的図像見奪権限の失言を妨ぐる措置（以下、

「私事性的画像漫画書『閑笑言坊上』第三二六頁。）を讀する由の申出があつたとき。

当該特定電氣通信業務提供者が、当該私事性的画像侵害情報の発信者に対し当該私事性的画像

優害情報等を示して当該私事性的画像優害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを

照会したとき。

三 当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該私事性的画像侵害

情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

(支援体制の整備等)

第五条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録の提供等による被害者の適切な迅速な保護及びその負担の軽減に資するよう、被害者が当該提供等に係る犯罪事実の届出を行いやすくするために必要な捜査機関における体制の充実、私事性的画像侵害情報迅速発信措置の申出を行う場合の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、被害者に関する各般の問題について一元的にその相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発)

第六条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録等が拡散した場合においては被害者の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、自己に係る私事性的画像記録等に係る姿態の撮影をさせないこと、自ら記録した自己に係る私事性的画像記録等を他人に提供しないこと、これらの撮影、提供等の要求をしないこと等私事性的画像記録の提供等による被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から、第四条の規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討)

第二条 政府は、インターネットを利用した私事性的画像記録の提供等に係る被害回復及び処罰の確保に資するため、この法律の施行後二年以内に、外国のサーバーを経由するなどした私事性的画像記録の提供に関する行為者の把握及び証拠の保全等を迅速に行うための国際協力の在り方について検討するとともに、関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
法務大臣 上川 陽子
文部科学大臣 下村 博文

空家等対策の推進に関する特別措置法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百二十七号

空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、

国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という)の活用の促進に関する事項